

(案)

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』(骨子) について市民意見を募集します！

あなたのご意見をお聞かせください！

京都市では、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故を教訓として、万が一、原子力災害が発生したときの対策について、京都市やその他防災関係機関などがとるべき措置の基本的な指針となる「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」(骨子)を作成しました。

この計画は、皆様の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。

今後、より多くの市民の皆様の意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしていきたいと考えています。

ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。



平成25年1月

京都市

計画策定の背景

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故発生

平成23年3月11日の東日本大震災に伴い、福島第一原発において事故が発生し、今尚、福島県では広い地域で住民が避難を余儀なくされています。
 原子力災害による被害は、環境汚染だけでなく、放射線の影響による健康上の不安を引き起こすとともに、風評被害などの経済活動にも大きな影響を与えています。

『京都市原子力発電所事故対応暫定計画』の策定

京都市の対応

大飯発電所から30km圏内に市北部の一部が含まれる本市では、福島第一原発事故で得た教訓等を踏まえ、国の法整備や指針・計画の見直しを待つことなく、万一の原発事故が発生した場合を想定し、『京都市原子力発電所事故対応暫定計画』を平成24年3月にいち早く策定し、対策を講じてきました。

国の法整備及び指針の策定

福島第一原発事故後、国の原子力政策の「推進」と「安全規制」が分離され、独立性の高い組織として原子力規制委員会が平成24年9月19日に発足しました。

また、同年10月31日に定められた「原子力災害対策指針」においては、原発から概ね30kmの地域がUPZ(*)とされ、当該地域を含む自治体では「地域防災計画 原子力災害対策編」を平成25年3月18日までに策定することが義務付けられました。 (*UPZ: 緊急時防護措置準備区域)

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の策定

京都市の対応

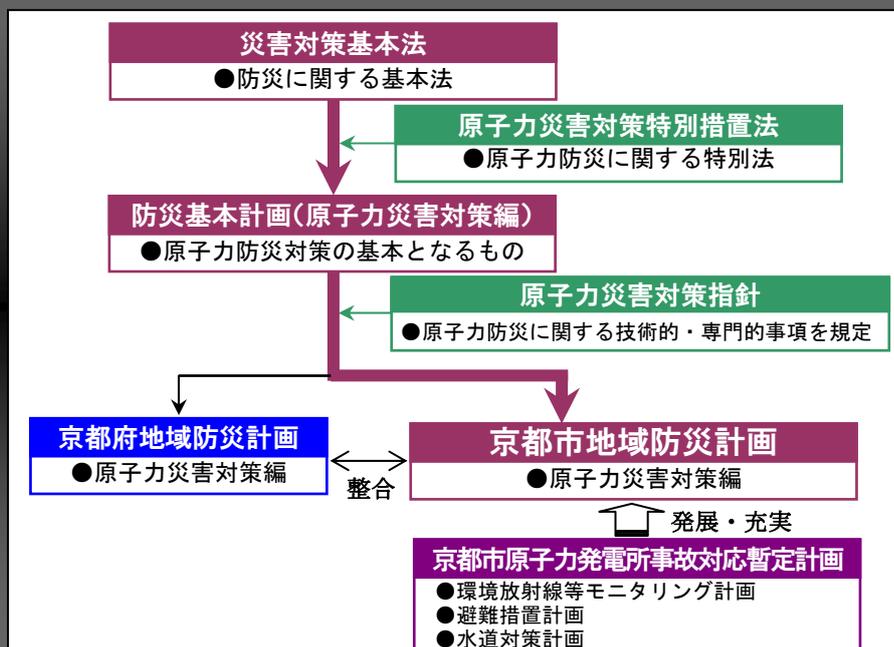
本市では、市民の皆様の安全を確保すべく、本市の地域特性を考慮し、京都市防災会議の専門委員の科学的知見を踏まえながら、原子力災害対策指針に準拠した『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』を策定していきます。

暫定計画から
地域防災計画へ

計画の見直し

- 『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』は、防災対策の基本となる「災害対策基本法」や原子力防災の科学技術的な指標である「原子力災害対策指針」等の内容を踏まえ、作成しています。
- 現在、原子力規制委員会において基準や指針の見直しが行われており、その検討結果が逐次、「原子力災害対策指針」に反映されます。
- 今後、指針の見直しなど新たな知見を踏まえて、本市の「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」を見直し、改定していくこととします。

『京都市地域防災計画 原子力災害対策編』の位置づけ



第 1 章 総 則

①計画の目的

この計画は、原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、京都市、国、京都府、京都府警本部、自衛隊、電気・ガス・輸送・通信・報道事業者等（以下「防災関係機関」という。）がとるべき措置等の総合的かつ計画的な原子力防災業務に係る必要な事項を定めることによって、原子力災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

②計画の性格

○京都市の原子力災害対策の基本となる計画である。毎年検討を加え、修正の必要がある場合にはこれを変更する。

③計画の周知徹底

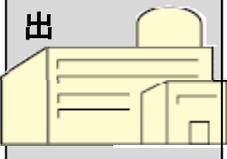
○防災関係機関に対し、この計画の周知徹底を図るとともに、避難方法や避難場所等については市民に対し周知を図る。

④計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策指針により、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域において、原子力施設の多重防護壁を超えて放射性物質や放射線が施設周辺に放出され、また放出された放射性物質がブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ一団）として風下方向に移動し、広範囲に影響が及ぶような事故を想定している。

○原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

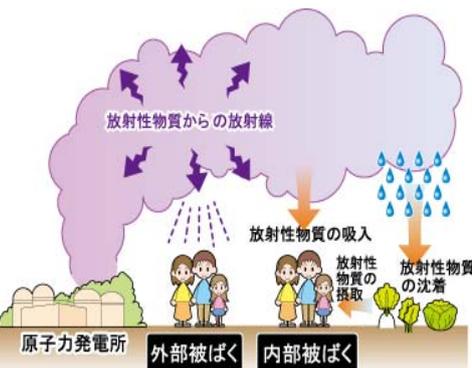
大飯発電所などの原子炉施設で想定される放出



- 原子炉施設等では、多重の物理的防護壁が設けられているが、この防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。
- 大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、気体中に浮遊する微粒子(エアロソル)等の放射性物質がある。
- 放出されたこれらの放射性物質は、ブルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動し、広範囲に影響が及ぶ可能性がある。ただし、広範囲に及ぶほど濃度は低くなる。特に、降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長時間留まる可能性が高い。

○想定される被ばくの経路

- 施設から放出される放射性物質及び発生する放射線による被ばくの経路は、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。



外部被ばく ……体外から放射線を受ける被ばく

原子力施設からの中性子線及びガンマ線、汚染されたものからの放射線、放射性ブルームからのガンマ線によって生じる。

内部被ばく ……吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体内に分布し、体内の組織や臓器（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける被ばく。主にアルファ線及びベータ線による影響が重視される。

○被ばくを防ぐための措置

放射性プルームによる被ばくを防ぐためには

- 気密性の高い場所や放射線の遮へい効果の高い場所への屋内退避する。
- 放射性プルームに遭遇する場所からの避難する。

飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては

- 飲食物中の放射性物質の濃度をモニタリングし、必要に応じて摂取・出荷制限や代替飲食物の供給等の対策を講じる。

⑤原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

○緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Zone）

UPZとは、国際原子力機関（IAEA）が事故発生時に周辺住民の被ばくを最小限におさえるための対策を取るよう勧めている国際基準を踏まえて、原子力発電所から「概ね30km」を目安とするよう指針(*)では定められている。

(*)原子力災害対策指針（平成24年10月31日決定）

原子力規制委員会が示した放射性物質拡散予測の結果（大飯発電所から32.5kmまで拡散が予測された）を考慮し、京都市では以下の地域をUPZに定める。

【京都市におけるUPZ】 資料：住民基本台帳（平成24年10月1日）

行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）
左京区	久多	65	109
	広河原	42	110
右京区	京北上弓削町上川行政区	57	121
計		164	340



▼UPZ 地域で実施すべき事前の防護対策について

このUPZ 地域は、万一の緊急事態に備えて、あらかじめ予防体制を整備しておくことが重要である。平素より4頁の『第2章 原子力災害事前対策』を講じておくにより、UPZ 地域の住民等に対して、迅速で円滑な災害対策が行える。

特に、UPZ 地域で実施しておかなければならない事前対策

- 避難・収容の活動体制を整備しておく。
屋内退避や避難のための計画の作成、避難場所等の確保、
災害時要援護者等の避難・移送体制の整備
- 住民等への的確な情報伝達体制を整備する。
- 実践的な防災訓練を実施する。

○全市域では……平常時における環境放射線モニタリング、原子力防災に関する知識の普及・啓発、風評被害軽減対策を行うほか、事故状況に応じ、必要な対策を講じる。

今後の検討事項……UPZ 外の地域であっても、プルーム通過時には放射性ヨウ素吸入などの影響も想定される。プルーム通過等、放射性物質が広範囲に及ぶような場合は、自宅内への屋内退避や必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用などを考慮する場合も生じてくる。

この対応については、国が検討を進めており、その結果を踏まえて、地域防災計画を見直していく。

第2章 原子力災害事前対策

原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備,並びに原子力災害

①迅速で円滑な災害応急体制の整備

- 迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう,平常時から防災関係機関,企業等との連携強化を進める。



②情報収集・連絡体制等の整備

- 国,京都府,原子力事業者,その他防災関係機関との間で,情報の収集・連絡体制を整備する。
- 収集した情報を分析するために,人材の育成・確保及び専門家の活用体制を整備する。
- 原子力施設からの状況報告やその他防災関係機関との連絡が迅速に行われるよう,通信手段・経路の多様化を図る。

特にUPZ地域での準備が重要

③緊急事態応急体制の整備

- 市長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置する体制を整備する。
- モニタリング体制等を整備する。
- 原子力災害と同時期又は前後して地震等の自然災害が発生するといった複合災害に備えた体制を整備しておく。
- 人材及び防災資機材の確保等に係る,国,京都府,原子力事業者相互の連携を図る。



④避難収容活動体制の整備

- UPZ区域では屋内退避や避難のための計画を作成する。
- 避難場所等を確保しておく。
- 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等を整備しておく。
- 住民等の避難状況を的確に確認するための体制を整備しておく。
- 日頃から避難場所・避難方法等を周知しておく。



⑤救助・救急・医療及び防護資機材の整備

- 緊急時における住民等の健康管理,汚染検査等の緊急被ばく医療を実施するための体制等を整備する。
- 防災業務関係者の安全確保を図るため,防護資機材を確保するとともに,平常時より国,京都府,原子力事業者相互の情報交換を行う。



⑥住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 災害時要援護者への情報伝達体制を整備する。
- 事故発生時の住民相談窓口の設置の方法等を定めておく。
- 事象発生後の経過に応じて,住民等に提供すべき情報の内容を整理する。

特にUPZ地域での準備が重要

⑦原子力防災に関する知識の普及と啓発

- 市民等への原子力防災の知識の普及と啓発を図る。

⑧防災訓練等の実施

- 国,京都府,原子力事業者等と連携して,防災活動の要素ごとの訓練,あるいは総合防災訓練を実施する。
- 実践的な防災訓練等を実施し,事後評価を行う。



特にUPZ地域での準備が重要

第3章 緊急事態応急対策

特定事象・警戒事象の通報があった場合、及び原子力緊急事態宣言発出された場合の緊急事態応急対策

①活動体制の確立

- 京都市の活動体制を確立し、事故対策のための警戒態勢をとる。
- 市長を本部長とする災害対策本部を設置する。
- 情報収集、連絡、及び現地対策本部へ職員を派遣する。
- 緊急時モニタリングを実施する。
- 原子力災害被災者生活支援チームと連携する。(健康管理の調査やモニタリングの総合的推進等)
専門家の派遣要請、京都府への応援要請、自衛隊への派遣要請



②住民等に対する事故発生及び避難指示等の迅速な情報伝達

- 住民等に対して、事故発生及び屋内退避や避難等に関する情報を迅速に伝達する。
避難指示等の連絡、避難やスクリーニングの場所等についての情報提供

主にUPZ地域での対応

主にUPZ地域での対応

主にUPZ地域での対応

③屋内退避、避難収容等の防護活動

- 避難が必要な場合は、避難場所を開設し、住民等へ周知する。
災害時要援護者の心身双方の健康状態への配慮、男女ニーズへの配慮、トイレ設置状況の把握等
- 避難の長期化などを鑑み、管轄外への広域的な避難や応急仮設住宅等への収容が必要な場合、他の市町村へ受け入れを要請する。又、他の市町村からの被災者の受け入れに対応する。
- 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる。
※安定ヨウ素剤の予防服用の措置については、その配布方法、服用方法、副作用対策等について、原子力規制委員会で検討されている。

- 災害時要援護者の健康状況等に十分配慮する。



- 警戒区域や避難等の勧告・指示等があった地域に外部から侵入しないよう指導する。
- 飲食物、生活必需品等を供給する。



④緊急輸送活動

- 緊急輸送活動を行う。(人命救助、救急活動に必要な輸送、避難者の輸送、住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 など)
- 緊急輸送のための交通確保を行う。

⑤救助・救急及び医療活動

- 救助・救急活動を行う。
- 住民等の健康管理、汚染検査等の医療措置を行う。

⑥市民等への正確で分かりやすい情報提供

- うわさやデマ等による社会的混乱を防止するため、市民等に対し、正確で分かりやすい情報を速やかに公表する。
- 市民等からの問い合わせに対応する。

⑦飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 飲料水及び食品の出荷制限、摂取制限等を行う。
- 琵琶湖等の水道原水が汚染された場合又はそのおそれがある場合、水道対策計画に基づき浄水処理を強化する。



主にUPZ地域での対応

⑧治安の確保及び火災の予防

- 避難等の指示を行った地域の治安の確保及び火災を予防する。

⑨自発的支援の受入れ

- ボランティアを受入れる。
- 義援物資、義援金を受入れる。

第4章 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策

① 放射性物質による環境汚染への対応

- 国、京都府、原子力事業者等とともに、必要な措置を行う。



② 心身の健康相談体制の整備

- 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。



③ 風評被害等の影響の軽減

- 市内産農産物の適切な流通が確保されるよう広報活動を行う。



- 観光客・修学旅行生の減少に対応する。

- 放射線被ばくについての人権侵害を防止するよう活動をする。



④ 被災者等の生活再建等の支援

- 被災者の生活再建支援、自立支援を行う。



⑤ 被災中小企業等に対する支援

- 被災中小企業等への貸付を行う。
- 被災中小企業等への援助、助成措置について広く広報し、相談窓口を設置する。

⑥ 緊急事態解除宣言後の対応

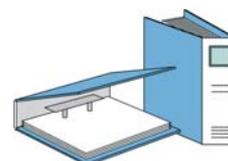
- 緊急事態解除宣言後も引き続き、現地対策本部及び災害被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。
- 状況に応じて、避難区域を見直し、原子力災害の事後対策を実施すべき区域を設定する。

⑦ 各種制限措置の解除

- 各種制限措置を解除する。 立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等の解除

⑧ 災害地域住民等に係る記録等の作成

- 避難及び屋内退避を行った住民等の記録を作成する。
- 被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置などを記録する。



京都市地域防災計画原子力災害対策編（骨子）についての御意見の募集期間、提出方法等

- 1 募集期間** 平成25年1月24日（木）～平成25年2月13日（水）
- 2 提出方法** 郵送，FAX，持参，電子メール（ホームページ専用フォームから）様式は自由です。別添の御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。
なお，電話での御意見は受け付けていませんので，御了承願います。
- 3 提出先** 郵送・持参の場合： 〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2
京都市行財政局防災危機管理室
FAXの場合： 075（212）6790
ホームページ： <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/soshiki/3-12-0-0-0.html>
- 4 御意見の
取扱い** お寄せいただいた御意見は，京都市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定にあたって，参考にさせていただきます。
今回いただいた御意見や情報等については，この意見募集以外の目的に利用したり，第三者に提供したりすることはありません。
お寄せいただいた御意見については，個別に回答は致しませんが，その概要や御意見に対する京都市の考え方等を，後日ホームページ等で公表する予定です。
- 5 問い合わせ先** 京都市行財政局防災危機管理室 電話：075（212）6792
E-mail：bosai@city.kyoto.jp

「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」（骨子）の内容については，
「京都市情報館」ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/soshiki/3-12-0-0-0.html>

京都市行財政局防災危機管理室

〒604-0931 京都市中京区河原町通押小路西入榎木町 450-2

電話 075(212)6792 FAX 075(212)6790

e-mail bosai@city.kyoto.jp

京都市印刷物 第 243136 号



「京都市地域防災計画 原子力災害対策編」(骨子)についての 意見募集用紙



075(212)6790 京都市行財政局防災危機管理室 行

◆ 御意見記入欄 (個人情報を除き、御意見の内容を公開させていただく場合があります)

第1章 総則について (p 2、p 3 参照)

<hr/>

第2章 原子力災害事前対策について (p 4 参照)

<hr/>

第3章 緊急事態応急対策について (p 5 参照)

<hr/>

第4章 原子力災害中長期対策について (p 6 参照)

<hr/>

◆ 御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、以下の項目に○印を御記入ください。

年 齢	~19 歳 ・ 20 歳代 ・ 30 歳代 ・ 40 歳代 50 歳代 ・ 60 歳代 ・ 70 歳~	性 別	男性 ・ 女性
お住まいの 行政区	北 区 ・ 上京区 ・ 左京区 ・ 中京区 ・ 東山区 ・ 山科区 下京区 ・ 南 区 ・ 右京区 ・ 西京区 ・ 伏見区 ・ 京都市域外()		

御 協 力 あり が と う ご ざ い ま し た

【お問い合わせ先】 〒604-0931 京都市中京区河原町通押小路西入榎木町 450-2
京都市行財政局防災危機管理室
電話 075(212)6792 FAX 075(212)6790
e-mail bosai@city.kyoto.jp